

労務相談

法律相談

マル経融資
について

経営相談

柏崎商工会議所が

あなたの



創業相談

「どうすればいいの？」に お応えします！

税務相談

販路拡大

補助金の
申請支援



「事業環境が変化し困っている」「設備の入替をしたいけれど、資金が足りない」「補助金を活用したいけれど、何があるのかわからない」「ビジネスを始めたいけれど、やり方が分からない」「事業承継について悩んでいる」「税務・労務・法務の専門家に相談したい」等、『どうすればいいの?』という時、**柏崎商工会議所にご連絡ください。**5人の経営指導員と各分野の専門家が支援策を提案します！

経営全般のご相談について

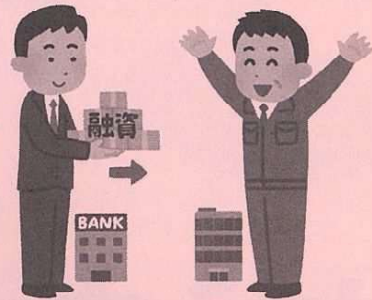
- 中小企業相談所の経営指導員が小規模事業者の皆さんのお悩みに寄り添い、一緒に課題解決に向けて考えます。
- 当所専門相談員の中小企業診断士による個別相談会をご利用いただけます。
(予約制：毎月第2・第4木曜日 他)
- 国や県の制度を活用しながら、より専門的な見識のある専門家が、小規模事業者の皆さんの店舗(工場)を訪問し、実際の状況を見ながら個別のアドバイスをを行います。



金融のご相談について

- 小規模事業者の資金調達～マル経資金（小規模事業者経営改善資金融資制度）～
無担保・無保証人・低金利で、商工会議所の推薦にもとづき融資される国の制度融資です。
- 金融個別相談会
日本政策金融公庫の個別相談会を無料でご利用いただけます。

（原則第2・第4金曜日）



小規模持続化補助金を用いた販路開拓のご相談

小規模事業者の皆様が、経営計画を立て、新たな取り組みを行う際、国の審査を受け、効果的な計画を立てられた方に補助金が交付されます。申請に当たってのポイントをご説明させていただきます。

《一般型》

- ・自社（自店）の強みを生かした、販路開拓の取り組みを行う方。

補助金上限50万円 補助率：対象経費の2/3

《特別枠》

※ 補助金の最新情報はHP等でご確認ください。

- ・追加申請 要件を満たすと、補助率、補助上限が引き上げられます。

	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3 赤字事業者については3/4	2/3		
補助上限	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

※令和元年度予算 令和5年度補正予算 小規模事業者持続化補助金



創業のご相談について



- 何から手をつけてよいかわからないという方は、進捗状況に応じて、無料で相談対応いたします。

（当所経営指導員等による所定のカリキュラムを修了すると、柏崎市の補助金等特典を受けられます。）

税務のご相談について

- 相続、贈与など、税務上のお困りごとは、税理士が無料で個別相談に応じます。

(予約制：毎月第2木曜日)



労務のご相談について

- 社員の退職問題、労働時間や残業、働き方改革、就業規則、社会保険制度など、毎月1回、専門家（社会保険労務士）による個別相談会を無料でご利用いただけます。

(予約制：毎月第3木曜日)



法務上のご相談について

- 法務上（債権回収等）の課題が発生した場合など、毎月1回、専門家（弁護士）による個別相談会を無料でご利用いただけます。

(予約制：毎月第2木曜日)



取引のご相談について

- 販路開拓では、展示商談会、ビジネスマッチング会などへ合同出展するなど、販路拡大のご相談も無料で承ります。
- 当所で契約している東京商工リサーチの検索システム（TSR-VAN）を使用した信用調査がご利用いただけます。新規取引先がどんな会社か不安な方はお声かけください。新規取引での不安解消もサポートいたします。



柏崎商工会議所にご連絡ください。

Q&A



経営指導員と専門家が個別相談に応じます

経営相談

Q

第三者から経営の
アドバイスをもらいたい！

A

経営指導員と中小企業診断士、新潟県
よろず支援拠点コーディネーターが一緒
に課題解決に向け考えます。



無担保・無保証人・低金利

マル経融資

Q

担保や保証人が無くて
融資が受けられない！

A

会議所の推薦に基づき融資される国の融資
制度（小規模事業者経営改善資金融資
制度・マル経資金）の相談をお受けします。

補助金等の情報を提供します

補助金の申請支援

Q

事業展開したいが
資金がない。

A

行政が行う補助金の内容や申請方法に
ついてのポイントをご説明させていただきます。

開業する前にご相談ください

創業相談

Q

開業したい！
どうすればいいの？

A

月2回、中小企業診断士による創業相談会を
開催します。創業に関する補助金制度等
についてもご説明致します。

専門家が個別相談に応じます

税務相談

Q

日々の記帳は
どうすればいいの？

A

月2回、税理士による個別相談会がご利用
できます。取引状況に応じたご相談をお受け
します。

事業主、人事担当の方へ

労務相談

Q

36協定の作成は
どうしたらいいの？

A

月1回、社会保険労務士による個別相談会
がご利用できます。労働時間や残業、最低
賃金、社会保険などのご相談をお受けします。

専門家が個別相談に応じます

法律相談

Q

債権回収に向けて
どうすればいいの？

A

月1回、弁護士による個別相談会を利用
できます。経営上に生じる様々なトラブル
や紛争対処に向けたご相談をお受けし
ます。

はなまるクーポン券事業をご利用ください

販路拡大

Q

新たな顧客を
獲得したい！

A

商業界活性化を目的としたクーポン事業を
ご利用できます。柏崎市広報かしわざきに
折り込まれ全戸配布されるためPR効果が
期待できます。

ご相談はこちらまで